

日本赤十字社臨床検査技師会

役員推薦規程

- 第1条 日本赤十字社臨床検査技師会役員を選出は、会則第9条によるもののほか、この規定の定めるところによる。
- 第2条 役員選出を円滑に行うために、役員推薦委員会を設置する。
- 第3条 役員推薦委員会の委員は、正会員の中から日本赤十字社の定めた各地区毎に1名選出し、会長が委嘱する。
2. 役員推薦委員長は、役員推薦の互選による。
- 第4条 役員推薦委員長は、役員推薦委員会を組織し、これを招集して役員推薦委員会を開催し、この議長をつとめる。
2. この委員会の成立は、構成委員の3分の2以上の出席とし、議事の決定は出席者の過半数とする。
- 第5条 役員推薦委員の任期は、役員改正を予定する前年度から当該総会の役員選任時までとする。
- 第6条 役員推薦委員会は、本会役員（会長1名、副会長3名、常務理事若干名、地区理事14名及び監事2名）を推薦し、その候補者名簿を役員改選時の理事会開催日前までに整備して、会長に提出するものとする。
- 第7条 本会の役員、役員推薦委員会から提案された役員候補者について、総会で選任する。
- 第8条 役員に欠損を生じた場合は、前条の規定にかかわらず理事会で選任し、次期総会で承認を得るものとする。
- 第9条 この規定は、理事会の議決を経なければ変更することが出来ない。
- 第10条 この規定は、平成5年4月1日より施行する。

付（平成4年9月24日制定）

付（平成16年7月9日一部改正）